

令和6年4月3日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会  
常任理事 宮川 政昭  
（公印省略）

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件  
（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100を超えること）における  
令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて

この度、標記について、別添の通り、厚生労働省医政局医療経営支援課より周知依頼がありましたので、事務連絡文書を送付いたします。

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100を超えること）においては、医療法施行規則等において、予防接種法第2条第6項に規定する定期の予防接種等（注1）及びその他厚生労働大臣が定める予防接種（注2）に係る収入金額を80/100要件における分子に計上することとされています。

（注1）「定期の予防接種等」とは、予防接種法第2条第4項に規定する定期の予防接種及び同条第5項に規定する臨時の予防接種のこと。

（注2）「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種のこと。

本年3月29日に、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、新型コロナワクチン接種について、予防接種法第2条第5項の臨時の予防接種としての位置づけを令和5年度末で終了し、令和6年度以降は、新型コロナウイルス感染症を同法第2条第3項に規定するB類疾病に位置づけた上で、①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者に対して同条第4項に規定する「定期の予防接種」として実施することとなりました。

これにより、令和6年4月1日以降、80/100要件の分子に計上する新型コロナワクチン接種による収入金額は、定期の予防接種として行った①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者に対する接種に限られることとなります。

ただし、本事務連絡では、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条の規定に基づく特定感染症予防指針が策定されることも見込まれることから、その場合には、上記平成29年厚生労働省告示第314号を改正し、「定期の予防接種として行った①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者」以外の者に係る新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても令和6年4月1日に遡って80/100要件における分子に計上する取扱いとする方針が示されております。

このため、関係の医療法人においては「定期の予防接種として行った①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者」**以外の者**に係る新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても、当該要件の確認に当たって**遡り適用**もあり得ることにご留意いただき、定期の予防接種以外となる新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても、引き続き把握していくようお願いしたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療法人への周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(別添文書)

- 社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100 を超えること）における令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて（日本医師会宛添書、厚生労働省医政局医療経営支援課）
- 社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100 を超えること）における令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて（各都道府県衛生主管部（局）宛文書、厚生労働省医政局医療経営支援課）
- 令和6年政令第116号（令和6年3月29日）
- 令和6年厚生労働省令第69号（令和6年3月29日）

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 29 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80/100 を超えること）における令和 6 年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて

平素より、医療行政の推進に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記のことについて、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに事務連絡を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下の関係者へ適宜周知していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令 和 6 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80/100 を超えること）における令和 6 年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 第 1 項の規定による承認を受けた同項に規定する医療法人（特定医療法人）及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 4 第 1 項に規定する認定医療法人（以下「社会医療法人等」という。）の満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80/100 を超えること（以下 80/100 要件という。））における「予防接種に係る収入金額」については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）等において、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等（※1）及びその他厚生労働大臣が定める予防接種（※2）に係る収入金額を 80/100 要件における分子に計上することとされています。

本年 3 月 29 日に、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」（令和 6 年政令第 116 号）及び「予防接種法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 69 号）が公布され、新型コロナワクチン接種について、予防接種法第 2 条第 5 項の臨時の予防接種としての位置づけを令和 5 年度末で終了し、令和 6 年度以降は、新型コロナウイルス感染症を同法第 2 条第 3 項に規定する B 類疾病に位置づけた上で、①65 歳以上の者及び②60 歳以上 65 歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者に対して同条第 4 項に規定する「定期の予防接種」として実施することとなりました。

これにより、令和 6 年 4 月 1 日以降、80/100 要件の分子に計上する新型コロナワクチン接種による収入金額は、定期の予防接種として行った①65 歳以上の者及び②60 歳以上 65 歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者に対する接種となります。

ただし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 11 条の規定に基づく特定感染症予防指針が策定されることも見込まれることから、その場合には、「医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種」（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）を改正し、定期の予防接種として行った①65 歳以上の者及び②60 歳以上 65 歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者以外の者に係る新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても令和 6 年 4 月 1 日に遡って 80/100 要件における分子に計上する取扱いとすることを考えております。このため、当該要件の確認に当たって遡り適用もあり得ることにご留意いただき、併せて、管下の関係の法人へは、定期の予防接種以外となる新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても、引き続き把握していくよう周知をお願いいたします。

※1 「定期の予防接種等」とは、予防接種法第 2 条第 4 項に規定する定期の予防接種及び同条第 5 項に規定する臨時の予防接種のこと。

※2 「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成 29 年厚生労働省告示第 314 号)に定める予防接種のこと。

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百十六号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第三項第三号、第五条第一項及び第七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「限る。」の下に「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第二項に規定する新型コロナウイルス感染症（次条において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を加える。」

第三条第一項中「にあつては、インフルエンザを「又は新型コロナウイルス感染症にあつては、当該疾病」に改め、同項の表Hib感染症の項中「生後十月を」「生後九月までの間」で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月」に改め、同表に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症	一 六十五歳以上の者
	二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

第三条第二項中「及びインフルエンザ」を「、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症」に改める。

第十一条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、同号ロ中「百万六千八百円」を「百万三千八百円」に改め、同項第二号イ中「百六十一万七千六百円」を「百六十六万九千二百円」に改め、同号ロ中「百二十九万三千六百円」を「百三十三万四千四百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に改め、同条第五項中「八十五万四千四百円」を「八十六万九千六百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「四百二万四千八百円」を「四百十五万三千二百円」に改め、同号ロ中「三百二十一万八千四百円」を「三百三十二万二千八百円」に改め、同号ハ中「二百四十一万四千四百円」を「二百四十九万二千二百円」に改め、同項第二号イ中「五百十七万五千六百円」を「五百三十四万四千四百円」に改め、同号ロ中「四百十三万八千八百円」を「四百二十七万二千円」に改め、同号ハ中「三百四十万四千四百円」を「三百二十万二千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に改め、同条第五項中「八十六万九千六百円」を「八十八万四千四百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千五百二十万円」を「三千六百三十万円」に改め、同号ロ中「二千六百四十万円」を「二千七百二十万円」に改め、同項第二号中「四千五百三十万円」を「四千六百七十万円」に改める。

第十八条中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百八十七万五千二百円」を「二百九十六万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百二十九万九千二百円」を「二百三十七万三千六百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百五十一万四千円」を「二百五十九万四千四百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百五十四万二千円」を「七百七十八万三千二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第十一条の規定は、令和六年四月以後の月分の予防接種法(以下この条において「法」という。)による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2 改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額(当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。)並びに遺族年金の額(以下この項において「年金等の額」という。)について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第十七条第四項、第十八条及び第二十六条第三項の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第三条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和四年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を削る。

附則第一条ただし書中「以下「改正法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

厚生労働大臣 武見 敬三  
内閣総理大臣 岸田 文雄

## ○厚生労働省令第六十九号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第三条の規定に基づき、予防接種法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

第一節 予防接種法施行規則等の一部を改正する省令  
 (予防接種法施行規則の一部改正)  
 第一条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(H1b感染症の予防接種の対象者)

第二条の二 令第三条第一項の表H1b感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める月は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる月とする。

ワクチン	月
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後六十月
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン	生後九十月

第二条の三～第二条の五 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者)

第二条の六 令第三条第一項の表新型コロナウイルス感染症の項下欄第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

第二条の七・第二条の八 (略)

(特定疾病)

第二条の九 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H1b感染症及び肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年齢
ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という。)又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(以下この表において「五種混合ワクチン」という。)を使用する場合に限る。)
百日せき	十五歳(予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。)

改正前

(新設)

第二条の二～第二条の四 (略)

(新設)

第二条の五・第二条の六 (略)

(特定疾病)

第二条の七 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H1b感染症及び肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年齢
ジフテリア	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という。)を使用する場合に限る。)
百日せき	十五歳(予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。)

(傍線部分は改正部分)

急性灰白髄炎	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
（略）	（略）
H i b 感染症	十歳（予防接種実施規則第九条又は第十条の規定により五種混合ワクチンを使用する場合にあっては、十五歳）
（略）	（略）

（報告すべき症状）  
**第五条** 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、H i b 感染症（H i b 感染症にあっては、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチンを使用する場合に限る。）	症状	（略）	期間	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

急性灰白髄炎	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
（略）	（略）
H i b 感染症	十歳
（略）	（略）

（報告すべき症状）  
**第五条** 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風	症状	（略）	期間	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

